

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人東京福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

2023年4月1日～2025年3月31日

## 2. 内容

〈目標〉

- ① 全職員及び嘱託員等が年次有給休暇を年間10日以上取得できるようにするただし、年次有給休暇付与日数が10日以下の職員及び嘱託員等については付与日数の半数以上取得できるようにする。なお、正規職員のリフレッシュ休暇3日については全て取得できるようにする。
- ② 毎月、職員の一斉退社日を設ける。

〈対策〉

### ● 2023年4月1日～

四半期ごとに年次有給休暇の取得状況および超過勤務時間数を確認し、年次有給休暇取得数の少ない職員や超過勤務が多い職員を所属長に報告し、改善を促す。